

第2章 基本目標と施策の内容

基本目標 I

互いを尊重した男女共同参画社会の実現のための意識づくり

男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行に阻害されることなく、社会における活動の自由な選択ができるよう配慮されること。
- 国際社会における動向を踏まえ、国際的協調を考慮して行われること。

鹿沼市男女共同参画推進条例第3条

市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるよう努めるものとする。

鹿沼市男女共同参画推進条例第10条

何人も、直接的であるか間接的であるかを問わず、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 性別による差別的取扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス

鹿沼市男女共同参画推進条例第15条

施策の方向

- 1 人権を尊重した男女共同参画意識の啓発
- 2 女性等に対するあらゆる暴力の根絶（DV基本計画）
- 3 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実
- 4 国際化に対応した男女共同参画の促進

現状と課題

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、鹿沼市が取り組むべき最重要課題です。

平成 27 年度に実施した「鹿沼市男女共同参画に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）による、「男は仕事」「女は家庭」という固定的性別役割分担意識では、「賛成」「どちらかといえば賛成」（以下、「賛成（計）」という。）とした人の割合は 37.8%で、「反対」「どちらかといえば反対」（以下、「反対（計）」という。）は 48.6%になっており、反対との回答が 10.8 ポイントを上回っている状況でした。栃木県調査（H27）でも、「反対（計）」が「賛成（計）」を上回っており、国の調査と比較すると、鹿沼市・栃木県では、夫は外、妻は家庭という考え方よりも、時代の流れとともに、男女平等の意識が高くなっています。

しかしながら、性別で見ると男性では「賛成（計）」と「反対（計）」がほぼ同様なのに対し、女性では、「賛成（計）」が 34.8%、「反対（計）」が 52.6%と「反対」が 17.8 ポイント高くなっています。特に、働き盛りであり、かつ子育て世代の 30 代では、男性は「賛成（計）」51.9%、30 代女性は「反対（計）」50.9%と男女の意識にはかなりの違いがあり、固定的性別役割分担意識の払拭に引き続き力を入れ取り組むことが必要です。

また、「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」に対する対策として、平成 13 年度に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等により法的な整備が進められ、鹿沼市でも様々な取組をしてきました。平成 21 年度には、女性相談員を人権推進課に配置し、離婚も含めたDV相談窓口として相談者を受け入れ、関係機関等との連携を図って、DV被害者が一人でも減ることを目的に相談業務を実施しています。

平成 27 年度の意識調査では、配偶者から暴力を受けた方の相談先については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とした人が 52.1%と半数を超えている状況で、相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」53.5%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が 34.9%、「相談してもむだだと思ったから」24.4%、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が 20.9%となっています。

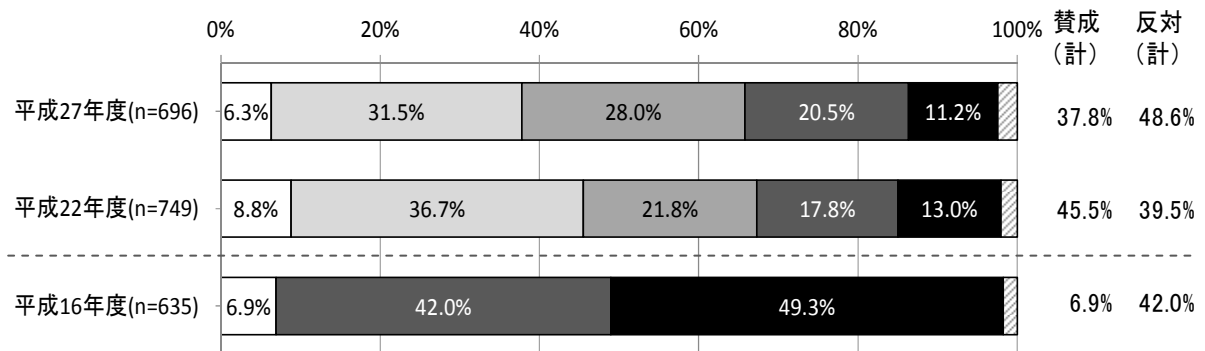
このことは、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であって、男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることが理解されていないことの現れであると思われます。また、身近な相談機関や体制があることの周知徹底も必要です。今後、若年層へのデートDVを含め、相談窓口等の案内など、大いに啓発していかなければならない課題です。

また、家庭・学校・社会において、男女共同参画についての教育や学習の機会を提供していくことが重要です。次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように育っていくために、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めることが必要です。

さらに、鹿沼市でも、外国人就労者の受け入れや国際結婚など、身近に国際化が進みつつあります。国際的な視野での男女共同参画に関する理解を深め、相互理解のための国際交流を促進して行かなければなりません。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

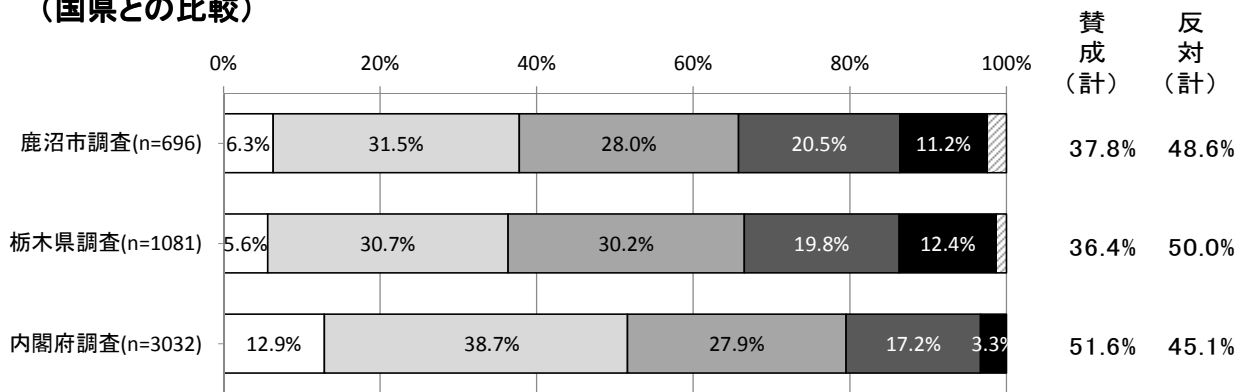
(鹿沼市・年度別)



□賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 ■反対 ■わからない □無回答

※平成16年度調査、「同感する」→「賛成」、「どちらともいえない」→「わからない」、「同感しない」→「反対」で掲載している。

(国県との比較)

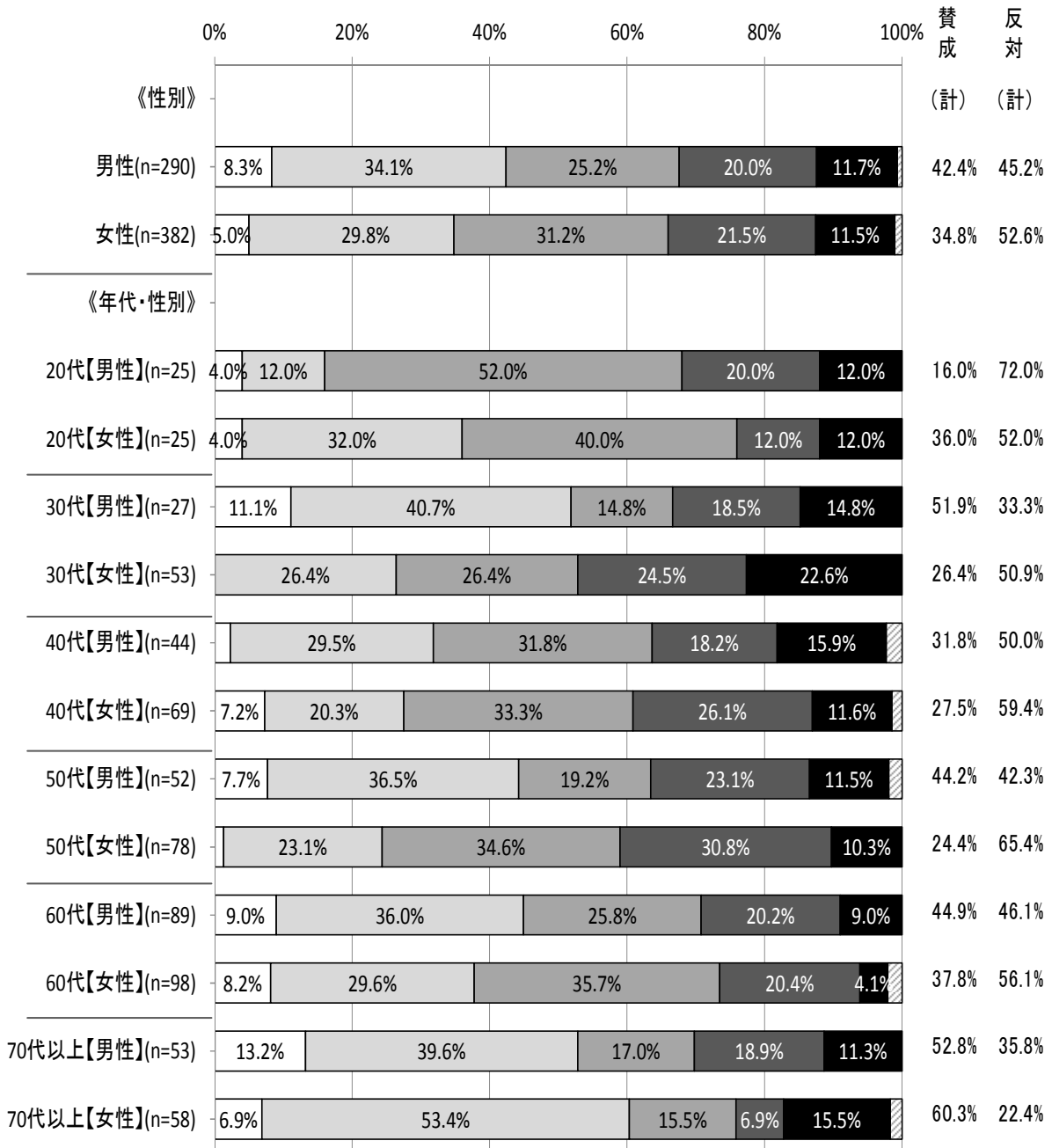


□賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 ■反対 ■わからない □無回答

鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(平成27年度)

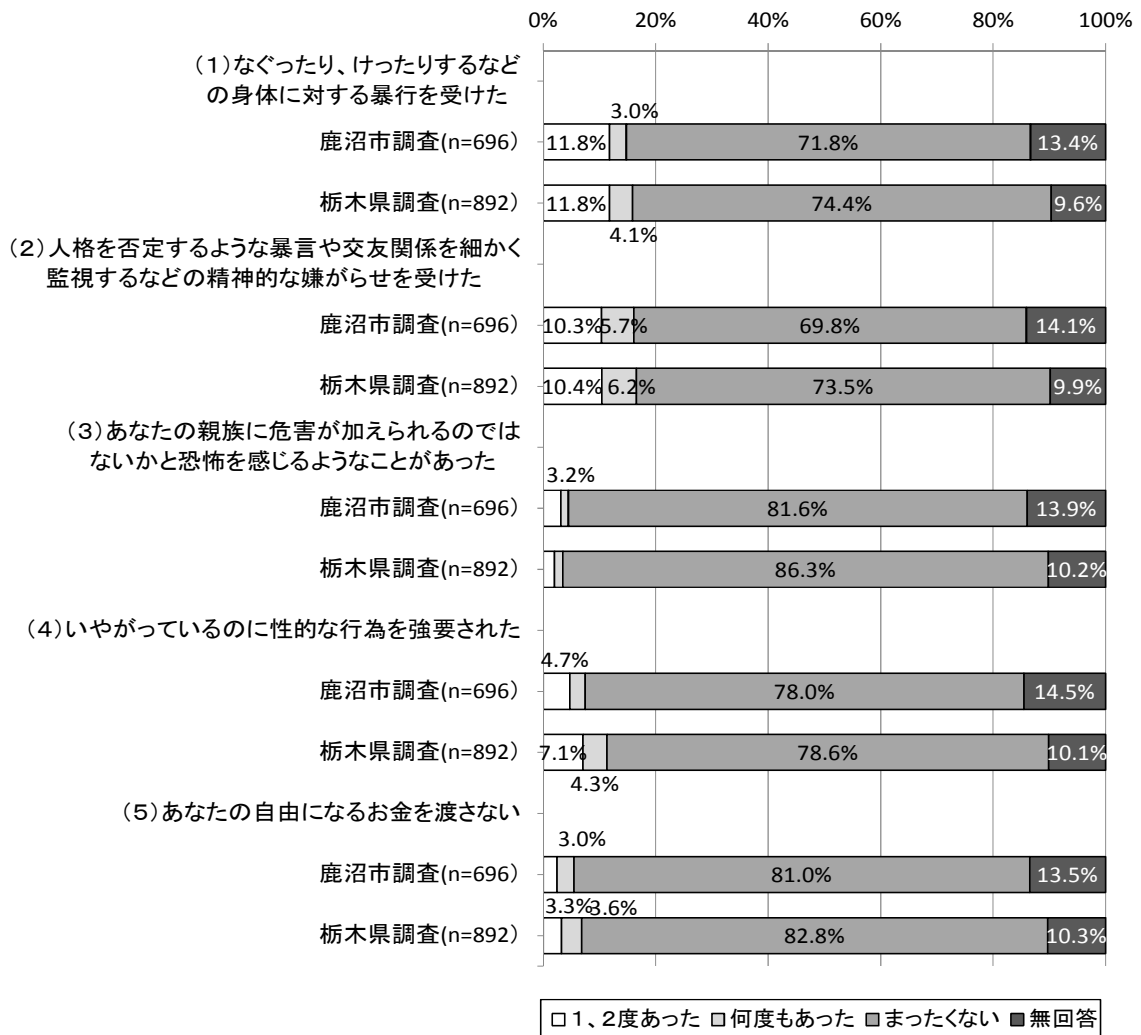
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

(性別・年代)



□賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 ■反対 ■わからない □無回答

配偶者から暴力を受けた経験：栃木県調査との比較



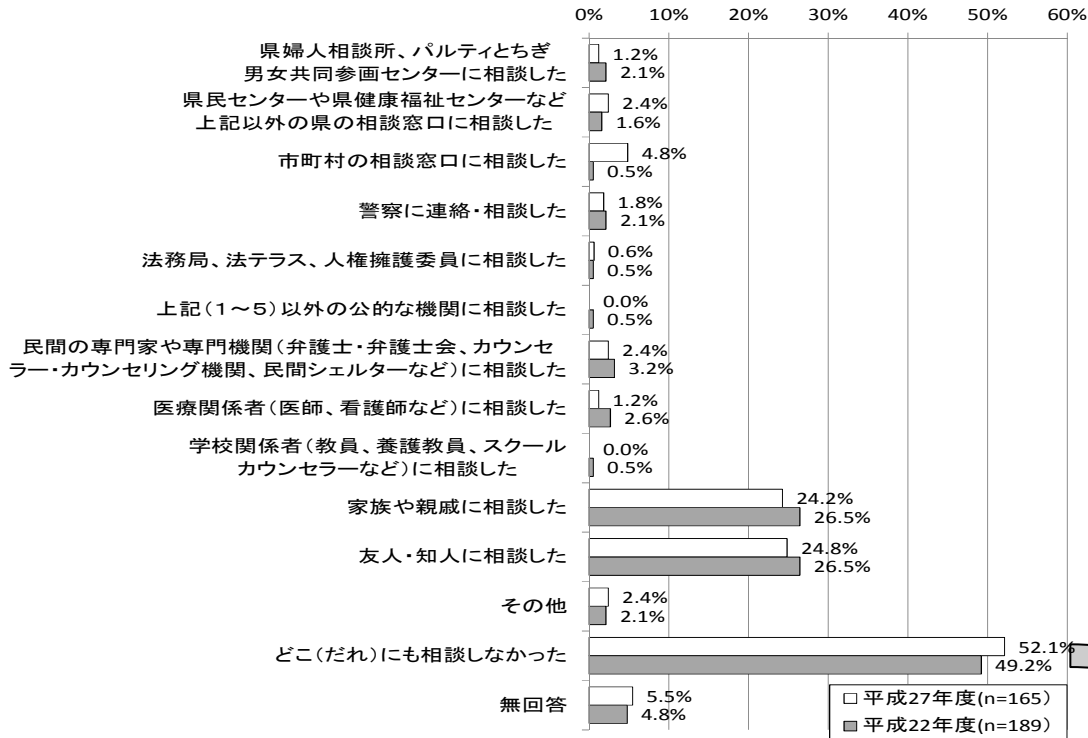
鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(平成 27 年度)

鹿沼市の女性相談窓口における相談受付件数

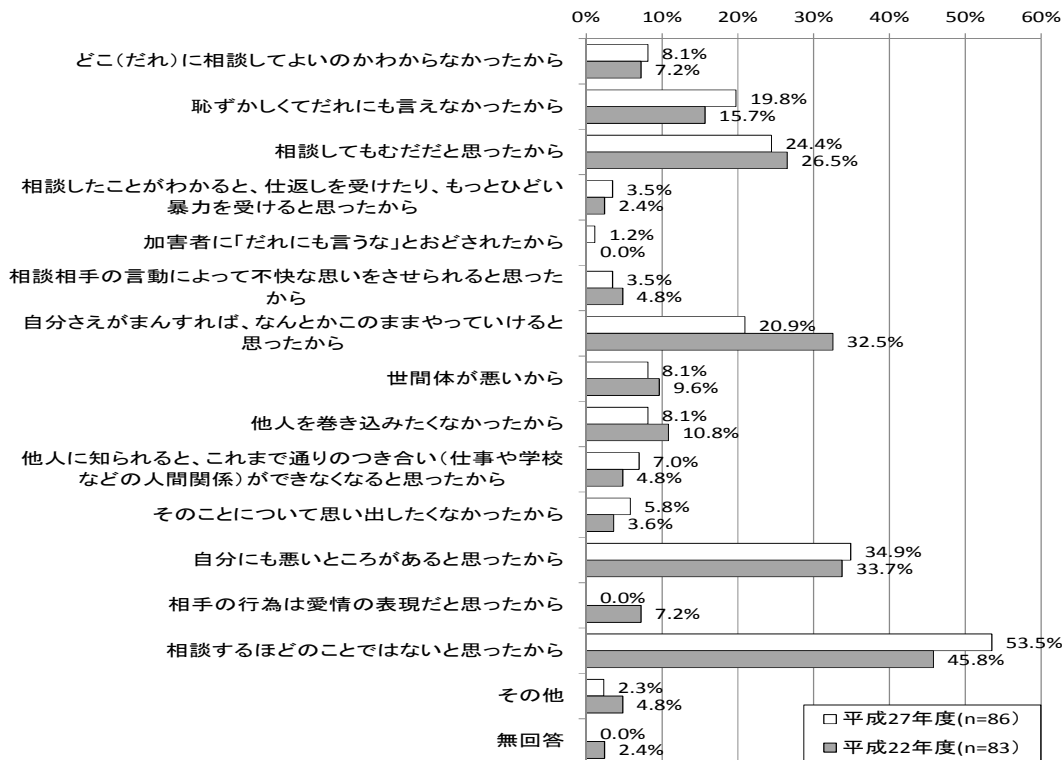
単位：件

年度	新規相談	新規のうちDV相談	再相談延件数	相談合計
23年度	121	65	129	250
24年度	136	72	175	311
25年度	143	77	124	267
26年度	107	58	119	226
27年度	77	37	373	450

配偶者から受けた行為(身体への暴行、精神的嫌がらせ、脅し など)について だれかに打ち明けたり、相談したりしたか (複数回答)



どこ(だれ)にも相談しなかった理由 (複数回答)



鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(平成27年度)

基本目標 I

互いを尊重した男女共同参画社会の実現のための意識づくり

施策の方向 1 人権を尊重した男女共同参画意識の啓発

施策概要 (1) 個人を尊重する意識の啓発

内容	事業	担当課
「男らしく、女らしく」という考えにとらわれることなく、個人を尊重する意識の啓発を行う。	* 男女共同参画情報紙「かれんと」による意識啓発	人権推進課
広報紙やチラシ等に入権啓発記事を掲載し啓発を行う。	* 広報紙やチラシ等による啓発	
人権を呼びかけた街頭啓発を実施する。	* 街頭での人権啓発活動	
身近な人権問題を取り上げた講演会や子どもから高齢者を対象とした「人権を考える市民のつどい」を開催する。	* 市民を対象とした人権講演会の開催 * 事業所や地域での人権啓発講座の開催	

MEMO

◇人権週間：毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間（12月4日～10日）。期間中、各関係機関及び団体の協力の下に「世界人権宣言」の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図る啓発活動を行う。

◇固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例。

◇LGBT：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛のバイセクシャル、性同一性障害を含む肉体と精神が一致しないトランスジェンダーの人々の総称。それぞれの英語表記の頭文字を組み合わせた造語である。

◇性同一性障害：生物学的性別（からだの性別）と、心理的性別（心の性）との間に食い違いが生じ、それによって社会生活に支障をきたす場合をいう。

性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が、平成16年7月に施行され、すべての要件を満たし、家庭裁判所の審判が通れば性別の取り扱いを変えられるようになった。

施策概要 (2) 男女共同参画についての啓発普及活動の推進

内容	事業	担当課
男女共同参画についての意識改革のため、講演会やシンポジウムを開催する。	* 男女共同参画に関する講演会等の開催 * 男女共同参画セミナーの開催 * 市職員向け研修の実施	人権推進課
地域の啓発活動の推進に努める。	* 市民実行委員による地域学習会の開催	
男女共同参画意識と行動の変革	* 農業・農村男女共同参画研修会等への参加人数を増やす。	農政課

施策の方向 2 女性等に対するあらゆる暴力の根絶(DV基本計画)

施策概要 (1) DV被害者等支援対策の推進

内容	事業	担当課
DV被害者・ストーカー被害者から住民票等の発行制限の申請を受け、加害者に住所を知られることを防ぐ。	* DV・ストーカー被害者の保護のための住民基本台帳業務における支援	市民課
女性の様々な相談について関係機関と連携を図り、また、DV被害者の支援に努める。	* 必要に応じ、DV被害者に国民健康保険証を発行	保険年金課
	* 女性相談業務の実施 * 各相談機関との連携	人権推進課

MEMO

- ◇DV（ドメスティックバイオレンス）：この計画書では「夫・パートナーからの暴力」の意味
被害者のほとんどが女性であり、家庭内で行われることが多いため、発見することが困難となっている。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。
- ◇ストーカー：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を行う人間のことをいう。
ストーカー規制法では、恋愛感情その他の好意の感情、又はそれが満たされなかった怨恨の感情を充足する目的で、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定

施策概要 (2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組

内容	事業	担当課
女性等に対する暴力根絶や人権意識の高揚のための啓発に努める。	* 広報紙による啓発 * 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発活動等を実施	人権推進課
セクシュアルハラスメント防止に向けての啓発に努める。	* 事業者へチラシを送付し事業所内の啓発を依頼 * 市職員への意識啓発 ハラスメントの防止に関する要綱に基く研修や相談体制の充実を図る。	人事課

MEMO

- ◇女性に対する暴力をなくす運動期間：毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間。女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるため、関係団体等の連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を強化する期間としている。
- ◇セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動

施策概要 (3) 若年層や学校・教職員を対象としたデートDV等防止のための取組

内容	事業	担当課
若年層や学校・教職員を対象としたデートDV等防止のための取組	* 学校等へチラシを配布し若年層の啓発を図る。	人権推進課

MEMO

◇デートDV：学生など若者の間で交際相手から受ける暴力のことをいう。相手が配偶者ではなく、また同棲もしていない状態であるというだけで、暴力の形態など、基本的にはDVと何ら変わらない。女子学生の10人に1人、男子学生の20人に1人はデートDVの被害にあっているといわれている。

施策の方向 3 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

施策概要 (1) 家庭教育の充実

内容	事業	担当課
家庭における男女平等意識の醸成と家庭教育力の向上を図る。	* 市内小中学校37学級・民間7学級の家庭教育学級の支援と充実(人権、食育・親子関係に関する講座に力点)	生涯学習課
	* 父親も参加する講座の開催(親子コミュニケーション・食育等に関する講座) * 「子育てゼミナール」の開催(リーダーの育成と学級間の交流) * 「子育て交流のつどい」の開催 * 民間団体を活用したカウンセリングの開催(いじめ・不登校・家庭内暴力等)	
	* 男女共同参画セミナーの開催 ※再掲	人権推進課



施策概要 (2) 教育課程・教職員研修の充実

内容	事業	担当課
<p>[教育課程の充実] 学校において、人権を尊重した教育を実施し、男女共同参画の意識をもった児童・生徒の育成に努める。</p>	<p>* 人権教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> - 人権教育全体計画の作成と見直し - 人権教育主任研修会の実施 - 人権教育推進委員研修会の実施 - 各学校における人権教育研修会の実施 - 新採・転採教職員人権教育研修会の実施 - 児童生徒への人権教育講演会の実施 - 人権作文の指導と作品集の作成、活用 - 人権教育指導資料集及び教師用手引書の作成、検証 	<p>学校教育課</p>
<p>性に関する正しい知識を学ぶことにより、児童生徒が健全な異性観をもち、これに基づいて望ましい行動がとれるよう指導していく。</p>	<p>* 性に関する指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教科等での指導(保健・道徳・特別活動・総合的な学習の時間) 	
<p>進路情報の充実を図り、児童生徒一人ひとりの特性を生かした勤労観・職業観を育成する指導を行う。</p>	<p>* キャリア教育・職業教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> - 職業に関する学習で男女雇用機会均等法等の学習の実施 	
<p>[教職員研修の充実] 人権に対する意識を高める研修の中で、性差別・女性の人権についての理解を深める。</p>	<p>* 人権教育指導者専門講座の開催(全5回)</p>	<p>生涯学習課</p>

MEMO

◇キャリア教育 : 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

施策概要 (3) 学習の機会の提供

内容	事業	担当課
<p>主催講座において、人権をテーマにした講座を取り入れる。</p>	<p>* 主催講座での意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中高年、一般成人、親子、青少年対象の複数回数の講座において、人権に関する講座を1コマ取り入れる。 	<p>生涯学習課</p>
<p>人権尊重・差別意識の解消の観点から学習機会を提供し、差別を許さない連帯感ある地域づくりを支援する。</p>	<p>* 事業所や地域での人権啓発講座の開催 * 人権講演会の開催 ※再掲</p>	<p>人権推進課</p>

施策の方向 4 国際化に対応した男女共同参画の促進

施策概要 (1) 国際理解・交流・協力の推進

内容	事業	担当課
市民の国際理解を推進するために鹿沼市国際交流協会と連携し、外国籍市民との交流事業を推進する。	* 鹿沼市国際交流協会が主催する交流事業の支援 「かぬまワールド・フェスティバル」 「国際理解講座」 「地球まるかじりセミナー」等	地域活動支援課
海外の友好都市等との交流を進める。	* 海外の友好都市等との連携窓口	企画課
	* 学生友好訪問団の受入 * 中学生海外体験学習派遣	学校教育課

MEMO

◇外国籍市民：この計画書では、「外国籍の人に限らず、外国籍であったが日本国籍を取得した人、国際結婚などによって生まれた人など、外国にルーツをもつ人」の意味

